

## 平成29年度境港市介護保険運営協議会（第3回） 会議録

■ 日 時：平成30年2月20日（火）午後2時00分～2時15分

■ 場 所：境港市保健相談センター 講堂

■ 日 程

1 開会

2 運営協議会の運営について

（1）会長あいさつ

3 報告事項

（1）地域密着型サービス事業所の指定について（持ち回り審査結果）

4 協議事項

（1）地域密着型サービス事業所の指定について

（2）介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業所の指定の更新について

（3）境港市地域包括支援センターの運営について

5 その他

6 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委 員） 足田京子、市場美帆、伊東征子、稲賀 潔、遠藤 勲、  
鷓鴣一輔、高木敏行、高松武美、山本英輔、渡邊はるみ

（事務局） 伊達 憲太郎（福祉保健部長）、佐々木真美子（長寿社会課長）  
竹内 真理子（地域包括支援センター所長）  
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）  
井上 千恵（同介護保険係長）

（傍聴者） 2名

■ 会議録（要旨）

1 開会（佐々木長寿社会課長）

2 運営協議会の運営について

【事務局】 それでは、第3回境港市介護保険運営協議会を開催する。

本日は全委員にご出席いただいている。

設置要綱第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席があるので、この会議が成立していることを報告させていただく。

3 報告事項

（1）地域密着型サービス事業所の指定について（持ち回り審査結果）

【会 長】 それでは、日程3の「報告事項」に入る。

報告事項（1）「地域密着型サービス事業所の指定について（持ち回り審査結果）」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】 地域密着型サービス事業者の指定について。

先月持ち回りで説明した「グループホームみなとの事業所指定」について、報告する。

本件については、すべての委員にご承認いただき、みなと幸朋苑内に移転し

た2月1日から指定をしている。

1月30日には、同事業所の現地確認を行い適切に運営できる設備等を確認し、2月1日には利用者9名が入所され、順調に運営を始めていることも併せて報告する。

【会 長】 ただ今の報告事項は、ご了承いただいているので、引き続いて日程4の「協議事項」に入る。

#### 4 協議事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定について

【会 長】 はじめに、協議事項(1)「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本事業所は、第6期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、先ほど報告事項で説明したグループホームせいどうのあとに社会福祉法人こうほうえんが整備するもの。

利用定員は、25人で、通い・訪問・泊まりのサービスを組み合わせた小規模多機能型サービスを提供する。現在、3月31日の開設に向けて建物内の工事をしているが、申請書類により2ページの設備基準をみたすことを確認している。また、事業所の人員配置についても常勤10人の介護従事者、必要な研修を受講した管理者及び介護支援専門員が配置される予定になっている。

今後は、工事終了後に現地で適切に整備されたことを確認し、3月31日に事業を開始する予定。

【会 長】 ただ今、「(1) 地域密着型サービス事業所の指定について」説明があったが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委 員】 (意見なし)

【会 長】 ご意見等がないようなら、「(1) 地域密着型サービス事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委 員】 (承認)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の見なし指定事業所の指定の更新について

【会 長】 次に、協議事項(2)「介護予防・日常生活支援総合事業の見なし指定事業所の指定の更新について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料1ページ、1に記載しているとおり、総合事業において介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスを提供する場合には、市町村から総合事業の事業所の指定を受ける必要がある。

ただし、平成27年3月末までに、介護保険給付における介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業所については、総合事業の事業所として

指定を受けたこととみなされる経過措置が設けられている。

この経過措置による事業所の指定有効期間が平成 30 年 3 月末となるため、引き続きサービス提供を行う場合は、更新申請が必要となる。

今年度利用実績のある事業所に対し、12月下旬に更新申請の案内をし、今回、訪問型サービスについては、15 事業所、通所型サービスについては、本日配付した追加分を含め 14 事業所から更新申請があった。

まず、訪問型サービスは、指定基準として、資料 1 ページ、2 ページに示しているとおり人員基準、設備基準、運営基準を設けている。

申請のあった事業所の人員体制等確認をし、15 の全事業所が基準を満たしていることを確認している。

続いて、通所型サービス。資料 5 ページをご覧ください。

指定基準として、資料 5 ページ、6 ページに示しているとおり人員基準、設備基準、運営基準を設けている。

申請のあった事業所の人員体制等を確認し、14 の全事業所が基準を満たしていることを確認している。

総合事業のみなし指定事業所の指定更新については、以上のとおり。

【会 長】ただ今、「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業所の指定の更新について」説明があったが、ご質問・ご意見等があれば、お願いしたい。

【委 員】(意見なし)

【会 長】ご意見等がないようなら、「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業所の指定の更新について」ご承認いただけるか。

【委 員】(承認)

### (3) 境港市地域包括支援センターの運営について

【会 長】次に、協議事項(3)「境港市地域包括支援センターの運営について」事務局から説明する。

【事務局】境港市地域包括支援センターが直営・一本化となり 1 年 5 か月が経った。

まず、境港市地域包括支援センターの開所日の変更について。

境港市地域包括支援センターの開所日を「日・祝日・年末年始」から「土・日・祝日・年末年始」に変更する。市役所の開庁日に合わせると言うもの。

これは、平成 28 年 10 月に 2 事業所に委託していた南・北地域包括支援センターを市の直営一本化とすにあたり、サービスを維持することとして、両センターが開所していた土曜日についても、引き続き開所していたが、

◇ 現在までの土曜日の利用者の多くは、事業所関係者であること

◇ 「家族等」の来所者は、11 名で、月平均は 1 名にも満たない状況であ

ること

- ◇ 県内他市町村の地域包括支援センターについても、一部を除き土曜日は閉所となっていること。（裏面「県内他市町村の地域包括支援センターの状況」参照）

これらのことにより、閉庁した場合でも、日曜日・夜間の対応と同様に待機電話を活用し、住民サービスを維持することは可能であることから、住民・事業所への一定の周知期間を設けた上で、土曜日を閉所に変更することを考えている。

次に境港市地域包括支援センター派遣職員の増員について。

境港市地域包括支援センターの相談者数及び支援者数の増大に対応するため、事業所からの派遣職員を1名増員し、現在の11名から12名体制とする、と言うもの。

地域包括支援センターの直営・一本化の際には、南・北地域包括支援センターの現況を引き継ぎ、本来であれば、こうほうえんと済生会から6名ずつの派遣を受けるべきところだったが、直営・一本化による事業の効率化等を見込み、済生会からの派遣を5名とした。

市役所内での直営・一本化となることで、利便性が向上し、包括支援センターの業務である、生活等に関する総合的な相談件数が増加し、また、要支援1、2の方々の相談、計画を立てるケアマネジャーとしての対象者も大幅に増加している。（表のとおり）

計画を立てる対象者をケアマネジャー1人あたりに換算すると、40件を超えるケースを担当する状況となっている。（基準については明記してあり）

このことより、直営・一本化前の「本来の人員体制に戻す」ことを基本として、公募は行わず、済生会に対して1名増となる合計6名の派遣要請をしたいと考えている。

【会 長】ただ今、「(3) 境港市地域包括支援センターの運営について」説明があったが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委 員】（意見なし）

【会 長】ご意見等がないようなら、「(3) 境港市地域包括支援センターの運営につて」ご承認いただけるか。

【委 員】（承認）

## 5 その他

【会 長】それでは、日程5「その他」に移るが、事務局から何かないか。

【事務局】（なし）

【会 長】それでは全ての日程が終了したので、これで本日の会を閉会とする。